

平成 21 年 8 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生 様

小俣地区地域審議会

会長 織 家 貞 雄

ごみの収集方法等の統一に関する基本方針（素案）に対する意見書について（回答）

平成 21 年 5 月 15 日付け 21 環第 435 号で意見を求められましたが、当地域審議会の意見は次のとおりです。

記

1. 合併後、旧市町村ごとに実施されていた収集方法について、統一されたことは評価できる。
2. 資源ステーションに排出する品目については、排出、回収回数を各々週 1 回とする。
旧小俣町では、全日排出可能であった経緯があり急激な変化に対応しかねる。
旧伊勢市、旧御園村においても可燃ごみの収集を、平成 22 年 4 月 1 日からステーション方式により完全実施すること。
このステーション方式に併行して当地区の週 1 回を推し進めること。
3. 拠点収集する品目の収集日は、基本方針どおりとする。
4. その他、粗大ごみは基本方針どおりとする。
5. 可燃物以外の資源ステーションの管理、運営はすべて行政において行うこと。
6. 拠点ステーションは、小学校区に一カ所設置すること。
7. ごみ行政は、今後も経費節減に最大の努力をし、現在の業務のなかで可能なものは極力民に委ねること。
また、将来この業務を完全に民間委託化するための施策を講じること。
8. 資源ステーション、拠点ステーションの設置については、交通安全対策上からも車が十分停車可能な場所に設置されたい。
行政、区長（会長）が十分連携を密にして場所の選定にあたる。
9. ごみに関する行政の責務、市民の責務を明確にし、それを推進するための施策を講じること。
ごみ問題は、市民にも大きな責務がある。行政と市民の協働による意識向上をはかることが大事である。
互いの努力と歩み寄り。
10. その他
ごみ問題に関する参考資料別添